

目 次

I. 集 計 の 説 明	1
II. 利 用 上 の 注 意	5
III. 調 査 結 果 の 概 要	7
1. 概 況	7
2. 全 国 と 滋 賀	9
3. 事 業 所 数	13
4. 従 業 者 数	16
5. 製 造 品 出 荷 額 等	18
6. 付 加 価 値 額	22
7. 現 金 給 与 総 額	24
8. 生 産 額	26
9. 原 材 料 使 用 額 等	26
10. 在 庫 額	27
11. 有 形 固 定 資 産 投 資 額	28
12. リ ー ス 契 約 額 お よ び 支 払 額	29
13. 工 業 用 地 ・ 工 業 用 水 量	30
14. 従 業 者 3 人 以 下 の 事 業 所	32
IV. 統 計 表	35
A 年 次 別 統 計 表 (従 業 者 4 人 以 上 の 事 業 所)	
事 業 所 数、従 業 者 数、現 金 給 与 総 額、製 造 品 出 荷 額 等、付 加 価 値 額	36
B 従 業 者 規 模 別 ・ 産 業 中 分 類 別 統 計 表	
B 1 対 前 年 比 統 計 表	
その 1 事 業 所 数、従 業 者 数 (従 業 者 4 人 以 上 の 事 業 所) (従 業 者 30 人 以 上 の 事 業 所)	37
その 2 現 金 給 与 総 額、原 材 料 使 用 額 等、製 造 品 出 荷 額 等、付 加 価 値 額 (従 業 者 4 人 以 上 の 事 業 所) (従 業 者 30 人 以 上 の 事 業 所)	38
その 3 生 産 額、有 形 固 定 資 産 投 資 額 (従 業 者 30 人 以 上 の 事 業 所)	40
B 2 従 業 者 規 模 別 ・ 産 業 中 分 類 別 統 計 表	
その 1 事 業 所 数、従 業 者 数 (従 業 者 4 人 以 上 の 事 業 所) (従 業 者 30 人 以 上 の 事 業 所)	41
その 2 生 産 額、在 庫 額、リ ー ス 契 約 額 ・ 支 払 額 (従 業 者 10 ~ 29 人 の 事 業 所) (従 業 者 30 人 以 上 の 事 業 所)	42

その 3	有形固定資産額 (従業者 10～29 人の事業所)(従業者 30 人以上の事業所) ……………	44
その 4	工業用地、工業用水量(従業者 30 人以上の事業所) ……………	46
その 5	従業者 1 人当たり(従業者 4 人以上の事業所)(従業者 30 人以上の事業所)	48
その 6	1 事業所当たり(従業者 4 人以上の事業所)(従業者 30 人以上の事業所) …	49
B 3	産業中分類別・従業者規模別統計表	
その 1	事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額(従業者 4 人以上の事業所) ……………	50
その 2	生産額、有形固定資産額、年初・年末在庫額、リース契約額・支払額 (従業者 10 人以上の事業所) ……………	60
B 4	産業中分類別・資本金階層別統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、生産額、付加価値額 ……………	70
C	地域別・市町別統計表	
C 1	地域別対前年比統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額 ……………	77
C 2	地域別・産業中分類別統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額 ……………	78
C 3	市町別対前年比統計表(従業者 4 人以上の事業所)	
その 1	事業所数、従業者数 ……………	81
その 2	現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額 ……	82
C 4	市町別統計表(従業者 4 人以上の事業所)	
その 1	従業者 1 人当たり ……………	84
その 2	1 事業所当たり ……………	85
C 5	市町別・従業者規模別統計表	
その 1	事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額(従業者 4 人以上の事業所) ……………	86
その 2	生産額、有形固定資産額、年初・年末在庫額、リース契約額・支払額 (従業者 10 人以上の事業所) ……………	94
C 6	市町別・産業中分類別統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額 ……………	102

C 7	市町別統計表（従業者30人以上の事業所）	
	工業用地、工業用水量	122
C 8	市町別・産業部門別統計表（従業者4人以上の事業所）	
	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、原材料使用額等	124
D	産業細分類別統計表（従業者4人以上の事業所）	
	事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額	126
E	品目別統計表（従業者4人以上の事業所）	
E 1	品目別統計表（製造品出荷額1億円以上の品目）	
	事業所数、製造品出荷額	135
E 2	品目別統計表（加工賃収入額1億円以上の品目）	
	事業所数、加工賃収入額	148
F	従業者1～3人の事業所の統計表	
F 1	産業中分類別統計表	
	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、粗付加価値額	152
F 2	市町別統計表	
	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、粗付加価値額	153
F 3	地域別・産業中分類別統計表	
	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、粗付加価値額	154
F 4	地域別・品目別統計表（上位10品目）	
	事業所数、製造品出荷額または賃加工収入額	157
参 考		
	統計表早見表	159
	【01】個人経営調査票	
	【04】単独事業所調査票（製造業）	
	【17】事業所調査票（製造業）	

I. 集 計 の 説 明

1 製造業に関する集計について

本書は、工業統計調査と時系列比較を行うため、平成28年経済センサス-活動調査（以下「28年活動調査」という。）の調査結果のうち、製造事業所について集計したものです。

2 集計の対象

(1) 日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属する事業所（国および地方公共団体の事業所を除く）について、「28年活動調査」の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものです。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

【01】個人経営調査票で把握した事業所については、項目によって集計から除いているため、詳細については各統計表の注釈を御覧ください。

(2) 従業者数の項目は、「工業統計調査（経済産業省）」の集計における定義に合わせた形で内訳項目の統合や再計算を行っています。

3 調査の期日および対象期間

平成28年6月1日現在で実施しました。

調査結果のうち製造品出荷額等、付加価値額などの経理事項については、平成27年1年間の数値で、事業所数および従業者数については平成28年6月1日現在のものです。

また、工業統計調査の経理事項は、調査年次1年間の数値で、事業所数および従業者数は調査年の12月31日現在のものです。

4 集計項目の説明

(1) 事業所数（平成28年6月1日現在の数値）

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っているものをいいます。なお、操業準備中、操業開始後未出荷および休業中の事業所は含めません。

(2) 従業者数（平成28年6月1日現在の数値）

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向または派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人（送出者）および臨時雇用者は含めません。

なお、常用労働者とは、以下における有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト等および出向・派遣受入者に分けられます。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、実際に事業所を経営している個人業主と、個人業主の家族で、無報酬で常時就業している者をいいます。

② 有給役員とは、法人の取締役、理事（常勤、非常勤は問わない。）などで役員報酬を得ている者をいいます。

③ 常用雇用者とは、次のア、イに該当する者をいい、正社員・正職員、パート・アルバイト等に分けられます。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を定めずに雇用されている者または1か月以上の期間を定めて雇用されて

いる者

- ④ 正社員・正職員とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者をいいます。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払いを受けている者は、こちらに含まれます。

- ⑤ パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い雇用形態で処遇されている者をいいます。

- ⑥ 出向・派遣受入者とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）における派遣労働者の受入者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいいます。

- ⑦ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1 か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額

現金給与総額は、平成27年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」と、その他の給与額等の合計です。

その他の給与額等とは、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」および「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計です。

(4) 原材料使用額等

原材料使用額等は、平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における次の①～⑥の合計をいいます。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料および消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用および暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいいます。

- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

- ④ 委託生産費とは、原材料または中間製品を他企業の事業所に支給して製造または加工を委託した場合、これに支払った加工賃および支払うべき加工賃をいいます。

- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成 27 年 1 年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れてまたは受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

製造品出荷額等とは、平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における次の①～③の合計をいいます。

- ① 製造品出荷額（くず・廃物の出荷額を含む）とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 27 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいいます。また、次のものも

製造品出荷に含まれます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 27 年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、平成 27 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品または半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取ったまたは受け取るべき加工賃をいいます。

③ その他収入額とは、上記①、②の出荷額以外の収入額をいいます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産額

有形固定資産額は、平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっています。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失および同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

④ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいいます。

(8) リース契約による契約額及び支払額

① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となります。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 27 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいいます。

③ リース支払額とは、平成 27 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいいます。したがって、平成 27 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含みます。

(9) 工業用地

工業用地の敷地面積は、平成 27 年 12 月 31 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路

(公道)、塀、柵などにより明確に区別される場合またはこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外しています。

(10) 工業用水量（水源別）

① 淡水

ア 公共水道は、県または市町によって経営されている工業用水道または上水道から取水した水をいいます。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの。
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸または湧水から取水した水をいいます。

ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいいます。

例えば、河川、湖沼または貯水池から取水した水（地表水）、河川敷および旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の工場、事業所から供給を受けた水などです。

エ 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問いません。

(11) 産業中分類名は、次のとおり省略して用いています。

	番号	省略表示	産業中分類名
基礎 素材 型 産業	1 2	木材・木製品	木材・木製品製造業
	1 4	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
	1 6	化学工業	化学工業
	1 7	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
	1 8	プラスチック	プラスチック製品製造業
	1 9	ゴム製品	ゴム製品製造業
	2 1	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
	2 2	鉄鋼業	鉄鋼業
	2 3	非鉄金属	非鉄金属製造業
	2 4	金属製品	金属製品製造業
加工 組 立 型 産業	2 5	はん用機械	はん用機械器具製造業
	2 6	生産用機械	生産用機械器具製造業
	2 7	業務用機械	業務用機械器具製造業
	2 8	電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	2 9	電気機械	電気機械器具製造業
	3 0	情報通信機械	情報通信機械器具製造業
	3 1	輸送機械	輸送用機械器具製造業
そ 生 活 他 関 連 型 産 業	0 9	食料品	食料品製造業
	1 0	飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
	1 1	繊維工業	繊維工業
	1 3	家具・装備品	家具・装備品製造業
	1 5	印刷	印刷・同関連業
	2 0	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
	3 2	その他	その他の製造業

Ⅱ. 利 用 上 の 注 意

1 計算項目の算出方法

- (1) 生産額 = (くず・廃物を除く製造品出荷額+加工賃収入額) + (製造品年末在庫額 - 同年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末価額 - 同年初価額)
- (2) 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 同年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末価額 - 同年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額 (以下「内国 + 推計消費税額」という)) - 原材料使用額等 - 減価償却額
- (3) 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (内国 + 推計消費税額) - 原材料使用額等
- (4) 有形固定資産投資額 = 有形固定資産の取得額 + (建設仮勘定の増 - 建設仮勘定の減)
- (5) 付加価値率 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (6) 原材料率 = $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (7) 現金給与率 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (8) 年末在庫率 = $\frac{\text{年末在庫額}}{\text{生産額} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (9) 従業者 1 人当たりの製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$
- (10) 1 事業所当たりの製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$
- (11) 従業者 1 人当たりの付加価値額 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}$
- (12) 1 事業所当たりの付加価値額 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$
- (13) 1 事業所当たりの現金給与総額 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{事業所数}}$
- (14) 常用労働者 1 人当たりの現金給与総額 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{常用労働者数}}$
- (15) 特化係数 = $\frac{\text{滋賀県の産業中分類別構成比}}{\text{全国の産業中分類別構成比}}$
- (16) 寄与度 = 対前年比増減率 × 前年構成比

(※)「消費税を除く内国消費税額」は、酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税の納付税額または納付すべき税額の合計です。

また、推計消費税額は、平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したもので、推計消費税の算定に当たっては、直接輸出分、原材料分、設備投資分を控除しています。

2 符号・数値の表記方法

- (1) 「Ⅲ. 結果の概要」および「Ⅳ. 統計表」における符号等の表記方法は次のとおりです。
- ① 「-」は、単独で使用する場合、皆無または該当数値のないものを表します。
 - ② 「0」は、四捨五入による単位未満を表します。
 - ③ 「-」は、数値の前に付して使用する場合、マイナスまたは減少を表します。
 - ④ 「…」は、未調査で該当数値のないものを表します。
 - ⑤ 「x」は、数値を秘匿した箇所を表します。

(※) 「x」(秘匿)は、集計対象となる事業所が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1または2の事業所の数値が合計との差で判明する箇所は、併せて「x」としています。

(2) 「Ⅲ. 結果の概要」および「Ⅳ. 統計表」における比率(パーセント)の表記は、各数値を小数点以下第2位で四捨五入しており、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

(3) 未調査項目がある場合、統計表の合計欄と内訳の合計は一致しません。

(4) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計しました。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

3 その他注意事項

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類(平成25年10月改訂)に準拠しています。一部の産業について例外がありますので詳しくは経済産業省のホームページで確認してください。

(2) 本文中および統計表の地域区分は次のとおりです。

地域区分表

大津・南部地域	大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市
甲賀地域	甲賀市・湖南市
東近江地域	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町
湖東地域	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
湖北地域	長浜市・米原市
高島地域	高島市

(3) この報告書は、総務省・経済産業省『平成28年経済センサス-活動調査』の製造業確報結果の調査票情報を滋賀県が独自集計したものです。

(4) この報告書についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県県民生活部統計課商工統計係または統計資料室
電話 077(528)3398 (商工統計係)
電話 077(528)3123 (統計資料室)